

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる教育委員会事務局定期監査の結果

## 監 査 公 告

監査公告第九十五号

地方自治法第百九十九条の規定に基づき、昭和二十七年年度にかかる教育委員会事務局の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
岸	木 南 貞 治
加 藤	加 藤 定 治
角 田	角 田 健 太 郎

監査執行課名	執行年月日
委員室	昭和二十八年四月二十二日
健康教育課	"
社会教育課	"
指導調査課	四月二十三日
管理課	"
学事課	四月二十四日

教育委員会委員室 昭和二十八年四月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

" 前 田 玄 一

" 木 南 貞 治

### 監査概況

一 教育委員会委員室は昭和二十七年四月事務局機構改革により新設され、委員会会議に関する事項、教育長の秘書、委員会規則の制定改廃、事務局職員の人事委員会予算等の事務を管掌し、教育次長が室長を兼務しているが初年度のことでもあり運営状況は未だ万全と云々難いので一層努力されたい。

二 教育行財政を議する教育委員会会廳に、その一翼を双肩にかけて事務を処理する各課長はほとんど出席していないが特に教育長の企図としている案件が課長に徹底せず縦の連繫不充分のため委員会の方針に副わないう処理があることは遺憾である。委員会議の動勢を承知し決定方針に基いて所管事項を処理せしむることが肝要であり関係課長を會議に列席させるよう委員及び教育長の配意を望む。

三 委員会會議の開催に当りては条例により告示すること教育委員会事務局各支所現況調

とになつてゐるが十月十五日より十二月五日の間に十三回開会しながら七回しか告示していない状態であるが緊急會議もあつてやむを得ない事由もあらうがつとめて告示を励行し一般に公開すべきである。

四 教育委員会は事務局各支所の統合を考慮してたよりであるが最近に至り当分現狀維持の方針をとり支所長代理を置いてゐる八頭、氣高、日野の各支所に専任支所長を設置する意向のようであるが地方事務所の統合された今日でもあり検討を要するものと認む。

支所名	職員		員		数		小学校数	中学校数
	(支所長)	(代理)	教務	指導	社会教育	庶務		
岩美	一		二		一	四	二九	一三
八頭	(一)		兼		二	二	(四五八)	(二四一)
氣高	(二)		兼		二	二	(三九四)	(二〇九)
東伯	一		二		一	三	(二八七)	(一七八)
西伯	一		二		三	四	(六五三)	(三四六)
日野	(一)		兼		一	一	(七四四)	(二一八)
計	六		八		六	一四	(二、七九一)	(一、五三七)

五 教育委員会専用自動車として知事側より保管転換により一台譲渡を受けているが、これが修理にあたり五業者より見積書を徴しながら最低見積者と契約を締結せず十萬六千円で見積つたクレヤ自動車修理工場と而かも十九萬二千円で契約し修理をしているのは安当でない。なお検査檢收の適正な処理が肝要と認める。

六 事務局職員の人事給与事務は従來に比し適正に処理しているものと認めた。

健康教育課 昭和二十八年四月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
" 前 田 玄 一  
" 木 南 貞 治

監査概況

一 当課は健康増進を基盤とし産業並びに文化興隆を図るべく県民体育、学校体育及び学校保健と併行させ保健指導の普及徹底に努め体育県として、成果を挙げ執行は適正と認めた。

二 昭和二十七年度は特に県民の体育に力を注ぎ広く一般に親しまれる行事を企画し県民全般の体位向上に努めたことは結構である。しかしこれが振興は指導者にまつ所であるが指導者の少い事が運営を阻害しているようであるので今後指導者の養成に格段の努力を期されたい。

三 生徒並びに教職員の健康(結核)管理のため毎年の定期身体検査に結核予防法を適用し経費六八三、五一七円で各保健所の協力を得て対象者約七割の九二、四四六八人(生徒九一、三三〇人、教職員一、一二六八人)実施した結果生徒八七〇名、教職員八七名が療養休職要注意者があつたが尙相当数の該当者があるものと認められる一方審査委員会の実施した教職員特別身体検査結果は三二八名の多きに昇つてをり教職員の定期検査結果が低率に失する。尙生徒に対する結果措置を講ずると共に対象者は全員実施するよう保健管理に一層努力されたい。

四 学校給食については実施校の指導管理と未実施校に

対する啓蒙指導を行っているがこれが指導職員は一名であり経費も二二五、〇〇〇円は殆んど講習研究に支出し実地指導は出来ず机上指導になつてゐる。

又実施校中食品衛生法に即しているものは一校もなく強力な取締をする場合は給食実施を左右する結果ともなるので困惑のようである。しかしながら保健上放任出来ぬので保健所と協力し遺憾ないよう指導に配意を望む。

- 五 経理その他一般事務の処理状況は概ね適正と認められたが左の点留意されたい。
- (1) 日本学校給食会鳥取県支部に対し給食費、繰替金一、三二二九六円を支出しているが、貸付金のよう
  - (2) 大山山岳会長に天幕とザイルを長期に渡り貸与しているが借用証を徴すべきであり用済みならば返却させるべきである。

社会教育課 昭和二十八年四月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

一 当課は、社会教育法に基き、青少年及び成人の教育と文化施設に関する広汎多岐な事務を分掌しているが、その成果が直ちに表面に現われないため一般の関心が薄く、種々困難があるにも拘らず諸施策の遂行に努力しているものと認められた。

二 社会教育は事業の性質上諸会合及び各種の催物が多く、又数多くの調査事項を発表しているがその結末は兎角放逸となり勝ちであるので、成果の検討も併せて計画中に折込み、効果を把握し施策の上に反映せしめるよう留意を望む。

三 講和条約発効に伴い、駐留軍基地周辺の風紀問題が全国的に取上げられているが、本県に於ても弓浜地区に対し「弓浜地区の特殊事情の実態とその基本対策」を取り纏め各方面の協力を得て積極的指導を行つてゐるが、当面の担当者である教育委員会事務局西伯支所の社会教育主事を充実強化し推進処理させることが緊

要と認める。

四 社会教育の振興を促進するため公民館の整備拡充並びに運営の充実が緊要と認める。県下の状況を見ると一応全町村に設置してはいるが、独立建物は二四%、専任職員配置二六%で良好とは云えない。財政の問題もあるが、強力に推進し整備充実に一層の努力と配意を切望する。

五 地方文化財の保護、調査、啓蒙を図るべく専門委員十一名を諮問機関として任命し、二七四、〇〇〇円(国補五〇、〇〇〇円)で運営してゐるが、殆んど人件費であり啓蒙不十分のため県民の関心も薄く不徹底の憾がある。予算の編成に当り今少し考究すべきものと認める。

六 経理事務の処理状況は概ね良好と認められたが次の点留意されたい。

- (1) 町村に対する補助金を年度末に交付しているものが多いが早期に交付すること。
- (2) 刀剣登録の記帳整理洩れがあつたが収入に關係す

る事柄につき明確な処理を望む。

(1) 図書館費寄附金二〇〇、〇〇〇円未收となつてゐるが、夜間開館経費(鳥取市一三〇、〇〇〇円)倉吉分館借料(倉吉町六〇、〇〇〇円)読書週間行事(一〇、〇〇〇円)の各財源であり歳出予算は執行してゐるので收支均衡を図るよう整理を望む。

指導調査課 昭和二十八年四月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
前 田 玄 一  
木 南 貞 治

監査概況

一 昭和二十七年十一月一日県下全市町村に地方教育委員会が設置されたが、当課は約一箇月に亘り地方委員会設置指導協議会を設けて現地指導並びに啓蒙を行い、関係者並びに一般の認識を昂揚し、設置促進に努力したことは適切と認める。然し乍ら地方委員会の運営は極めて至難なものであるので、郡單位に地方教育委員

会協議会を設置させ指導助言をなし、これと緊密に  
連け、して地方委員会の円滑な運営につき助長をはか  
つてゐることは妥当な措置と認める。

二 指導主事の活動が学校教育の振興に寄与するところ  
は、極めて大であり、当課の業務中最も重要な事項で  
あるが、昭和二十六年度は従来の面目を一新し、教育  
指導の基本方針と指導助言の実施目標を定めて計画的  
に実施しており適当と認めるが、実績の記録整理が十  
分でない。また各教科の指導或いは個人差に応じた教  
育の徹底、基礎学力の確保とか戦後特に論議されてい  
る道徳教育の問題等学校教育指導上重要問題が山積し  
ており僅か七名の指導主事をもつては到底万全を期し  
難いと思ふけれども、各支所及び教育研究所並びに  
学校その他関係者との連絡を密にし指導助言の成果  
昂揚に一層の努力を切望する。

三 指導主事の事務補助者は僅か雇一名であり、淨書、  
謄写、免許法認定講習書類の整理等極めて過重な事務  
を行つてゐる実情であり、教育委員会事務局各支所同

様指導関係補助職員に対する配慮が全く不十分である  
ので検討された。

四 高等学校退学後に於ける英語の基礎学力については  
中学校の地域差、学校差を認めているが、中学校教職  
員の實力が根本問題であり、現在臨時免許状により英  
語を担当しているものが相当多い現状であり、直ちに  
必修科目とすることの可否については極めて慎重な態  
度をとつており、専ら中、高校の自主団体英語研究会  
が主体となり調査を進めているが、当課においても自  
主的に調査し正確な資料と担当職員充実の見透等を勘  
案し妥当性ある結論によつて積極的に措置すべきが肝  
要と認む。

五 教職員の現職教育は、純県費七十二万三千円をもつ  
て内地留学(一箇年)一五名教育研究所派遣生(三箇  
月)一一名を許可しているが、希望者が多いので各学  
校長に推せんさせ更に委員会において選衡しているが、  
修学研修後の成果を充分教育振興に反映させるよう留  
意が肝要である。また内地留学中の諸給与は全額支給

しており此の間学校における他の教職員の負担を増す  
点も考慮し期間を短縮して多数の職員に機会を与える  
ことも考えられるので考究を望む。

六 指導主事会議において各郡の学校運営協議会を活用  
して、教育指導の滲透を図るべく計画し会議に出席し  
ているが、傳達会議的な性格に終つてゐるようであつ  
て不経済と認められるので会議の運営を合理化するか  
或は専門的な会議を新たに設けて効果を期するよう研  
究された。

七 教育関係調査として行財政調査、産業教育調査、教  
員需給調査、長欠児童調査等なし綿密な各種資料を関  
係者に配布しているが、唯統計的資料に留めて有効且  
全面的に使用されていないのは前回も指摘したとをり  
洵に遺憾である。例えば教員需給調査にしても教職員  
定数決定に際し活用せず一方的に現員を基準として条  
例案を作り又長欠児童に対しても何等対策を講じてい  
ない等單なる当課の調査事務に終つてゐるので委員会  
はこれを有効に活用するよう留意を望む。なお教育調

査統計委員会の活動が不活潑のようであるが、活動を  
促進すべきである。又名目的な委員会ならば廃止すべ  
きである。

八 教育時報(月刊)の刊行について前回も指摘したが、  
なお收支区分に明確を欠く点があり、特に学校等には  
無償配布すべきが妥当と認められるので考究を望む。  
九 経理その他事務は概ね適当と認めた。

管理課 昭和二十八年四月二十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 当課は教育財産の取得管理、学校建築に関する調査  
指導、施設設備の整備充実産業教育の振興等掌理して  
おり課長以下十六名で概ね円滑に執行しているものと  
認めた。

二 高等学校の施設は関係職員の努力により年々整備し  
つつあることは結構であるが各学校を監査して見ると

文部省令による高等学校設置規程に達している学校は殆んどなく補修を要する学校がまだ多く諸施設の充実整備個所等については今一層各学校を巡視し状況を知悉することが緊要である。

三 高等学校の修繕を緊急度を順位とし繰り上げてに及ぼす方法と学校毎の年次計画で纏つた修理を施す方法が考えられるが、二十七年実額六、三九〇、一〇〇円は当課査定額の四八％に過ぎず施工も前者で行つていたので反復修理のうらみがないでもない。建物保全と予算執行の上からして何れが有効的か検討するよう希望する。

四 高等学校建築工事は当課より予算を建築課に流し入札事務並びに現場監督等依頼しているがこれが工事は年度末に集積するので年度内に完成しないものが多い。従つて緊急施工の危険性もあり効率的にも良くない。今後財源の早期確保に務めると共に工事も早期に着手出来るよう方途を講ずべきである。

五 毎年監査に要望する事項であるが教育財産管理に不

充分なものがある。即ち校地の区割不明確なもの施設未登記のもの等あり財産台帳整理記帳は良好と謂えない。更に土地建物は年々更新、増築されておりこれが移転登記等保管管理に一段の努力を望む。

六 二十七年六三制建築状況は一三、九五九、四五〇円の巨額に上り市町村財政に及ぼすところ多大であるが一面市町村民の教育に対する熱意の程は欣ばしい。しかしなお最低設置規程に照し二一、九三八坪の建物不足してあるので今後一層国補獲得に格別の配意を望む。

七 産業教育振興法が制定され実業高等学校は昭和二十七年に於て二三、一〇五、四〇〇円夫々国庫補助を得て整備しており結構と認めた。今後一層国庫補助獲得に努力を望む。

八 防火施設については各高等学校を始め中、小学校共不十分のようである。尤も中、小学校には建築の際防火壁を築造し万全を期しているが内容設備器具は関係市町村が実施するため財政に左右され放任の傾向にあ

るようだ、今後強力な指導を望む、なお二十七年中日に日野高、倉吉中、大宮小学校が出火し夫々相当の被害を受けている事は遺憾である。

九 各学校に配分する需用費の予算は従来生徒数、学級数、校舎数で一応割り出し、学校間に不均衡を生じないよう慎重を期しているようであるが各学校を監査し実情を見るにP・T・Aの依存度、盲、ろう、学校に見られる特殊事情等により配分の公平に不十分の点が認められるので今後配分に一そう慎重を期するよう希望する。

一〇 経理その他事務処理は適当と認めだが各高等学校の小修繕を校長に監督竣工等認定させているが考究を要する。

学 事 課 昭和二十八年四月二十四日監査

- 監査委員 岸 本 政 嘉
- 木 南 貞 治
- 前 田 玄 一

監査概況

一 教育委員会法第六十六条の規定により学校教職員の定数は条例で定めなければならないことになっており定数条例案を作成昭和二十七年三月知事に提案方要求したが却下されその儘となつてゐることは遺憾である。前回の監査に強く要望した通り教育委員会は自主的方針計画の確立をはかり本県の立地条件地勢環境、生徒、児童数、学校規模等特殊事情に即応する適切な職員配置の目標を樹て学校教育法その他法令基準による所要職員数、当委員会の現行基準現員現給地方財政平衡交付金の算定基礎による教職員数及び経費等計数的な諸資料を完備して教育及び財政のあらゆる角度から充分検討を加え民主的に適正妥当な定数を決定し得るよう一層の努力を望む。いづれにしても委員会の積極的熱意が肝要と認める。

二 県立高等学校の再編成を実施し通学区の変更課程新設改廃をなし新年度より実施すべく教員人事、生徒募集その他諸般の手續準備を円滑に処理しているものと

認めた。即ち従來の十二校を二十校に分離し名目的統合の不備を是正し、更に鳥取東、西、倉吉東、西、米子東、西各校の普通科の通学区を緩和拡大して実質的には自由学区としたことは当を得た措置と認める。また鳥取高校に全日制水産別科(一年制)及び農業機械科を米子西高校に家庭科、境高校に無電別科をそれぞれ新設し、八頭高校の家庭別科(二年制)を家庭科(三年制)に改め米子東高校の家庭科廃止等概ね適切と認めるが鳥取東高水産別科は定員四〇名に対し漸く八名入学許可している程度であつて施設の不備が原因と  
思うので整備充実に留意されたい。

三 勤勞青年に対する教育を考慮し定時制課程を設けているが県下各校とも大部分は通常課程の予備校的色彩が濃く眞の目的に副い就学しているものは極めて少数である。定時制教育振興協議会に対し県費補助金十万円を交付し振興を期しているが糊塗的な措置であり施設の整備、教職員の充実等根本的な要件が解決しない限り到底定時制教育の振興は困難と考ふる。全般的に

定時制課程は検討整備すべきであり四年制農村家庭科など年令的に見ても無理があり生徒の大部分は中途退学又は転科している実情にあり委員会はこれらの事実を調査解明し眞剣に善処すべきである。

四 教育費は県費予算の大宗をなすものであり教育の民主化機会均等は重要な事柄であるが先づ学校差をなくすることが緊要である。然るに学校差は通学区制の緩和と入学選抜の結果に現われたようであり従來学校統合、通学区等人爲的統制によつての施策に一応反省を求めたものと思はれる。教職員人事面、施設面及び父兄、生徒の意識面に留意し教員配当の適正化(地域に対する配意を含む)施設(管理課所管事項であるが五箇年整備計画進展せず)及び通学条件、その他学習環境の整備によつて自然的に学校差をなくする教育行政運営が緊要と認める。

五 復職審議会の審査は厳正公平に処理されているが休職教職員数は胸部疾患一二四名(事務職員九名含む)あり憂慮すべき問題である。教職員の健康管理は特に

結核対策に重点を置き健康診断の徹底により早期対策を講ずべきである。また教職員の自覚が最も肝要であり、一時の感情と、誤つた責任感により時期を失し生徒、児童の健康に累を及ぼすことのないよう留意を望む。なお教員身分で学校以外の機関に勤務させているもの二十名あり考究を要する。

六 経理その他の事務について教育職員免許法による手数料は徴収と同時に調定伺をなすべきである。なお昭和二十八年四月九日受付の十一件二、〇五〇円は昭和二十八年年度収入とするが至当である。

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取県鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣